

「冠水車」についての虚偽の表示や不表示は、「不当表示」です

水害被害の増加により、当協議会消費者相談室に寄せられる「冠水車（水没車）」に関するトラブル相談の件数は増加傾向にあり、また、「冠水車」であることを隠して中古車を販売した販売店（公取協非会員店）と消費者とのトラブルが、新聞やテレビで取り上げられる等、「冠水車」の販売は社会問題化しつつあります。

こうした中、新聞やインターネット上では、「冠水車を消費者に販売する際、販売店にその旨を表示・説明する義務はない」等の誤った情報が流されているケースも見受けられます。

「冠水車」は、納車後に突然エンジンが始動しなくなる、電気系統に支障をきたす、車両火災が発生するおそれがあるなど、冠水していない車両に比べ、品質上重大な問題が発生する可能性が非常に高いとされており、「冠水車」であるかどうかは消費者が中古車を購入する際の重要な判断基準となっています。

したがって、中古車を販売する際、「冠水車」であるにもかかわらず、「冠水車」ではない等の虚偽の表示・説明をした場合はもちろん、「冠水車」であることを表示・説明しなかった場合も、当該中古車の品質や性能等について著しく優良であると誤認されるおそれがある不当表示（優良誤認）に該当し、公正競争規約に違反することになり、景品表示法上も問題になります。

会員の皆様におかれましては、不当表示及び消費者トラブル未然防止の観点から、本資料を参考に適切な対応を行っていただきますよう、お願いいたします。

<当協議会に寄せられた「冠水車」に関する主な相談事例>

相談事例 1

中古車販売店で中古車を購入したが、納車直後からエンジンが止まる等の不具合が何度も発生、その度に修理してもらっていた。しかし、何度修理しても直らなかったため正規ディーラーに見てもらったところ、「冠水車です。このまま乗っているのは危険ですが、当店では冠水車の修理対応はできません。」と言われた。購入時に冠水車であることは説明されていない。冠水車と知っていれば、始めから購入しなかったため、キャンセルしたい。

相談事例 2

遠方の販売店のため、車両の写真を送ってもらい商談を進めた。内・外装の写真は送られて来たが、エンジンルームの写真はなかったため、汚れはないかメールで確認したところ、販売店からは「汚れのない、きれいな状態」との回答があった。写真では特に問題なさそうだったので購入したが、納車後、車両を確認すると、車内からは異臭がし、エンジンルームは泥だらけで金属は全て錆びていた。マフラーの錆もひどい。事前に確認していた状態とは全く違う、水を被った冠水車であると思われるので、キャンセルしたい。

⇒次頁に続く

■「冠水車」は品質上重大な問題が発生する可能性(リスク)が高い

- ▶一般財団法人日本自動車査定協会の中古自動車査定基準によれば、冠水車とは『集中豪雨や洪水などにより、室内フロア以上に浸水したものの、または、その痕跡により商品価値の下落が見込まれるもの』とされています。業者間取引（オートオークション）においても概ね同様の基準が採用されており、冠水車については、その旨を表示して取引することが定められています。
- ▶冠水車には、浸水の程度にもよりますが、以下のような特徴があるとされています。
 - ① 通常の使用では発生しない箇所（シートレール、ペダル類のブラケット、ワイヤーハーネスのコネクタ等）に錆や腐食がある
 - ② フロアやシートレール等に通常の使用では付着しない汚れやシミがある
 - ③ 室内やエアコン作動時に泥やカビの臭いがする
- ▶冠水車は、エンジンルームや室内に浸水しているため、エンジンが始動しなくなったり、電気系統に支障をきたしたりするおそれがある他、車両火災発生のおそれもある等、将来的に品質上重大な問題が発生する可能性（リスク）が高いとされています。

■「冠水車は、中古車として消費者に販売するには適さない」、仕入れ時のチェック徹底を！！

- ▶「冠水車」は、将来的に重大な問題が発生する可能性が非常に高く、公道を安全に走行するという、消費者が中古車を購入する目的を果たすことのできないものであると考えられることから、「中古車として消費者に販売するには適さない」と言えます。
- ▶「冠水車」は、外観等だけでは判断が難しく、仕入れ、販売の際には走行可能であった等、その見極めには非常に難しい点もあると思われませんが、「冠水車」と知らずに販売してしまうことのないよう、販売事業者には、仕入れ時等のチェックの徹底が求められます。

■消費者とのトラブルが発生した場合、民事上必要と考えられる対応

- ▶「冠水車」であることを販売店が表示・説明せずに契約していた場合、契約の重要部分に錯誤があったこととなり、契約の取消しの申し出に依る必要があると考えられます。（民法95条）
- ▶虚偽の表示・説明をする等、「冠水車」であることを販売店が故意に隠していたときは、詐欺による契約の取消しの申し出に依る必要があると考えられます。（民法96条）
- ▶また、「冠水車ではない」との虚偽の表示・説明をされていた場合や冠水車であることの表示・説明がなかったことにより、消費者が「冠水車」ではないと誤認をして契約していた場合、契約の取消しの申し出に依る必要があると考えられます。（消費者契約法4条）

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112